

平成 2 1 年度  
科学研究費補助金公募要領

【若手研究（スタートアップ）】

平成 2 1 年 3 月 3 日

独立行政法人日本学術振興会

( <http://www.jsps.go.jp/> )

## はじめに

「若手研究（スタートアップ）」は、能力を認められて研究者の職を得た若手研究者が、最も研究に専念すべき重要な時期に科学研究費補助金の支援を受けられるよう、平成18年度に設けられたものです。

平成21年度公募においては、迅速かつ機動的な研究助成を行う観点から、文部科学省が本研究種目と同時期に公募・受付を行っていた、「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の応募資格者（昨年11月受付後、応募資格を得た者、平成20年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、昨年11月に応募できなかった者）も加えて、募集を行うこととしました。

なお、今回の変更は、平成20年7月に科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会がまとめた「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について」に基づき行うものです。

# 目 次

## 公募の内容

1	公募する研究種目	1
2	応募資格	1
3	補助金の適正な使用等	4
4	研究組織	5
5	経費	5
6	公募の対象とならない研究計画	6
7	審査希望分野の選定	6
8	重複応募の取り扱い(重複応募の制限)	6
9	応募から交付までのスケジュール	7

## 科学研究費補助金の概要

1	科学研究費補助金の目的・性格	8
2	研究種目	8
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	9
4	科研費に関するルール	9

## 応募書類の作成・応募方法等

1	電子申請システムを利用した応募	10
2	応募書類の作成	10
3	応募方法	10
	別表1 平成21年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表	12
	別表2 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	14

## 審査等

1	審査	30
2	審査の方法・着目点等	30
3	審査結果の通知	30
4	個人情報の取り扱い等	30

電子申請システムを利用した応募の手続	31
--------------------	----

## 研究機関が行う事務

1 応募資格の確認	34
2 研究代表者への確認	34
3 応募に係る手続	34
4 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条により文部科学大臣が指定した 研究機関の変更等の届出	35
5 応募書類の確認	35
6 応募書類の提出等	35

## 参考資料

1 平成20年度科学研究費補助金の交付状況	36
2 予算額等の推移	38
3 研究種目一覧	39
4 評価ルール	40
科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抜粋）	40
（別添1）科学研究費委員会組織図	47
（別添2）科学研究費補助金（科学研究費）配分方式	48
（別添8）若手研究（スタートアップ）の書面審査における評価基準等	49
5 使用ルール（平成20年度補助条件）	55
6 独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領	61

問い合わせ先	68
--------	----

【参考】別冊は、以下の内容となっていますので参照して下さい。

< 別冊 >

平成 2 1 年度科学研究費補助金公募要領【若手研究（スタートアップ）】  
（応募書類の様式・記入要領）

研究者が作成する様式
------------

## 研究計画調書

< 前半部分・応募情報（Web入力項目） >

応募情報（Web入力項目）（若手研究（スタートアップ））作成・入力要領

応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）

< 後半部分・応募内容ファイル（添付ファイル項目） >

様式 S - 1 - 1 7 研究計画調書（若手研究（スタートアップ））作成・記入要領（新規）

研究計画調書（若手研究（スタートアップ））（新規）様式

# 公募の内容

## 1 公募する研究種目

### 若手研究（スタートアップ）

ア) 対象 若手研究者が自立して活躍できる機会を確保し、若手研究者の活動を活性化するため、研究機関の研究者の職に就いたばかりの者が研究活動のスタートアップのために行う研究計画及び応募資格を得た時期が前年の募集時期以降であったこと等により、応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

イ) 応募総額 年間150万円以下

ウ) 研究期間 2年間

## 2 応募資格

### (1) 応募資格を有する者

本研究種目の応募資格を有する者は、応募時点において次の3つのいずれかに該当する者であることが所属する研究機関において確認されており、科学研究費補助金研究者名簿（以下、「研究者名簿」という。）に登録されていることが必要です。

平成20年4月1日以降、研究機関（注2）において、雇用契約等に基づく勤務時間が1週間当たり30時間を超える者かつ科学研究費補助金の応募資格（注1）を得ることができる者として初めて採用され、新たに科学研究費補助金の応募資格を得た者

平成20年10月27日（研究者名簿の第3回登録締切日）の翌日以降、科学研究費補助金の応募資格（注1）を得たため、平成20年11月に受付が行われた科学研究費補助金に応募できなかった者

平成20年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、平成20年11月に受付が行われた科学研究費補助金に応募できなかった者

上記「 」又は「 」の応募資格を有する者のうち、平成20年10月27日以前に研究者名簿に登録されたことがある者は、次のことを明記した書類（様式任意）を平成21年4月24日（金曜日）17時（必着）までに日本学術振興会研究事業部研究助成第一課に提出してください。

1. 機関番号
2. 機関名
3. 機関の長の職名、氏名、押印
4. 当該研究者の研究者番号
5. 当該研究者の氏名（漢字等及びカタカナ）
6. 平成20年11月に受付が行われた科学研究費補助金に応募できなかった理由（100文字以内）（「 」に該当する者は、産前産後の休暇又は育児休業の期間を明記すること）
7. 事務担当者の連絡先（課・係等、氏名及び電話番号）

**注1. 科学研究費補助金の応募資格（次の～のすべての要件を満たす者。）**

**<研究者に係る要件>**

研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）

当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）

**<研究機関に係る要件>**

補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること

補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

**注2. 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関**

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

**【応募資格を有する者の例示等】**

平成21年度の公募から、本研究種目の応募資格を有する者は、前頁の「2 応募資格(1)応募資格を有する者」の「 」から「 」のいずれかに該当する者としており、その例示等は次のとおりです。

**「 」に該当する者**

平成20年4月1日以降に、研究機関の常勤の研究者として初めて採用された者（例えば、大学の助教に新たに採用された者など）が考えられます。

なお、平成20年3月31日以前に、研究機関において週30時間を超えて採用されていた者であっても、ポスドクなどで、その間に、科学研究費補助金の応募資格の取得が認められていなかった場合には、本研究種目に応募することができます。

また、本研究種目は、大学等の研究者の職に就いたばかりの者に対し、研究活動のスタートアップのための支援を行うものですので、平成20年3月31日以前から、研究機関の常勤の研究者として勤務していた者が、平成20年4月1日以降に、新たに応募資格(注1)を取得したとしても、「 」に該当する者とはなりません。

「 」に該当する者は、昨年度まで「若手研究(スタートアップ)」が対象としていた者と同様です。

**「 」に該当する者**

例えば、民間企業や外国から研究機関に採用され、新たに応募資格を取得した者で、昨年11月の受付時に応募できなかった者などが考えられます。

なお、平成20年10月27日以前に研究者名簿に登録されたことがある者であっても、平成20年10月27日（研究者名簿の第3回登録締切日）の翌日以降に、再び科学研究費補助金の応募資格である4つの要件を満たした者は応募することができます。例えば、以前研究機関の助手であった者が、その後外国の研究機関の研究者を経て、再び平成21年1月に研究機関の教授に採用された場合などが考えられます。

「 」に該当する者は、昨年度まで「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」が対象としていた者と同様です。

**「 」に該当する者**

平成20年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、昨年11月に受付が行われた科学研究費補助金に応募できなかった者です。この場合に、昨年11月に受付が行われた科学研究費補助金の公募期間中に当該休暇等を取得していたかどうかは問いません。

「 」に該当する者は、昨年度まで「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」が対象としていた

者と同様です。

(2) 応募する研究者（研究代表者）

科研費への応募は、応募資格を有する者が研究代表者（5頁「4 研究組織」(1)参照）となつて行うものとします。

(3) 複数の研究機関に所属する研究者

複数の研究機関において応募資格を有する場合には、いずれの研究機関から応募しても構いません。なお、その際には重複応募の取り扱い（6頁参照）に注意してください。

(4) 研究者名簿への登録

応募しようとする研究代表者は、所定の期限までに研究者名簿に登録されている者でなければなりません。（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）

研究者名簿への登録（更新）は、所属研究機関の担当者が府省共通研究開発管理システム（以下、「e - R a d」という。詳細については、<http://www.e-Rad.go.jp/>を参照。）を利用し、手続を行うこととなります。研究者名簿は、所定の期限（下記【研究者名簿更新スケジュール】のe - R a dの研究者情報登録期間（期限）参照）までにe - R a dに登録された研究者情報のうち、「科学研究費補助金の応募資格有り」と登録された研究者情報を文部科学省研究振興局学術研究助成課が取り込み、作成することとなります。研究者名簿への登録にあたっては以下の点に留意してください。

【研究者名簿更新スケジュール】

e - R a dの研究者情報登録期間（期限）	研究者名簿更新（取り込み）予定日	
平成21年2月20日（金） ～ <u>平成21年4月6日（月）</u> 第7回登録期限	第7回	平成21年4月14日（火）
平成21年4月7日（火） ～ <u>平成21年4月16日（木）</u> 第8回登録期限 <b>今回の公募における登録期限</b>	第8回	平成21年4月24日（金）

- ・ e - R a dの利用には、事前の手続きが必要となります。所属する研究機関は、e - R a d運用担当宛に所属研究機関登録申請を行い、電子証明書及びログインID・パスワードを取得の後、e - R a dを利用してください。
- ・ 研究者情報登録等締切日から応募書類提出締切日までに応募資格を有する予定者の者や、異動する予定者の者についても、研究者名簿登録（更新）最終期限の平成21年4月16日までに所定の手続きをe - R a dにより行ってください。
- ・ 研究者名簿の更新は2回行います（第7回及び第8回）。研究者名簿への登録（更新）が必要な場合には、研究代表者による応募情報の入力、「研究者名簿更新（取り込み）予定日」（上記【研究者名簿更新スケジュール】参照）以降となるため、可能な限り7回目の締め切り（平成21年4月6日）までに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

本手続については、応募にあたって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続の一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

### 3 補助金の適正な使用等

#### (1) 補助金の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、補助金の不正な使用等を行わないことを確認します。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、補助金の管理は、研究者が所属する研究機関がこれを行うこととされており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）が定められています。採択後にこれらのルールが適用されることを十分ご理解の上、応募してください。

なお、各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づく体制整備を求めている、応募書類の提出に先立ち、報告書の提出を求めていることとしています。この報告書の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません（平成20年4月1日以降に、既に同報告書を提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。また、提出があった場合であっても、平成19年5月31日付け文科科学省科学技術・学術政策局長通知で示された「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、科研費を交付しないことがあります。

#### (2) 応募資格の停止（交付対象からの除外）

応募資格を有する研究者であっても、科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用。以下同じ。）を行った研究者等については、 から のとおり、一定期間、補助金を交付しないこととしています。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限する場合があります。

不正使用（ 1 ）を行った研究者の場合は、補助金の返還命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内

における不正使用を共謀した研究者は、 と同一の期間

故意又は重大な過失にはあたらないが、科研費の他の用途への使用又は科研費の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件に違反した使用を行った研究者の場合は、補助金の返還命令があった年度の翌年度以降2年間

又は に該当する研究代表者又は研究分担者と共同して交付決定取消事業（ 2 ）を行った研究代表者又は研究分担者の場合、補助金の返還命令があった年度の翌1年間（新規の研究課題のみ対象）

に該当する連携研究者や研究協力者が参画した交付決定取消事業（ 2 ）の研究代表者又は研究分担者の場合、補助金の返還命令があった年度の翌1年間（新規の研究課題のみ対象）

不正に科研費を受給した研究者の場合（共謀した者を含む）、補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間

不正行為があったと認定された研究者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）の場合、当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内

- 1 「不正使用」とは、故意もしくは重大な過失による科研費の他の用途への使用又は科研費の

交付の決定の内容もしくはこれに付した条件に違反した使用をいいます。

- 2 「交付決定取消事業」とは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第17条第1項の規定により、科研費の交付の決定が取り消された事業をいいます。

### (3) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、「補助金の交付をしないこと」や、「補助金の交付を取り消すこと」があります。

## 4 研究組織

研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者にあたり、不正な使用等を行った場合は応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象となります(4頁参照)。

### (1) 研究代表者

研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行(研究成果の取りまとめを含む。)に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

### (2) 研究協力者

研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者で、必ずしも応募資格を有する必要はありません。

(例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者(海外共同研究者)、応募資格を有しない企業の研究者等)

## 5 経費

### (1) 対象となる経費(直接経費)

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費を対象とします。

なお、直接経費のうち「旅費」、「謝金等」、「その他」の対象となる経費については、55～56頁(補助条件2-2)を参考にしてください。

研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「謝金等」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

### (2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

建物等の施設に関する経費(直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。)

研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費

補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

その他、間接経費(注)を使用することが適切な経費

(注) 研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(直接経費の30%に相当する額)であり、研究機関が使用するものです。

今回、公募を行う若手研究(スタートアップ)には間接経費が措置されますが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

### (3) 補助金の使用に当たっての留意点

応募に当たっては、研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度ごとの補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して科研費を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

## 6 公募の対象とならない研究計画

次の研究計画は公募の対象としていません。

- 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
- 業として行う受託研究
- 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が10万円未満の研究計画

## 7 審査希望分野の選定

応募に際しては、次の8分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選定するとともに、別表2「平成21年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表」(12～13頁参照)から、最も関連が深いと思われる細目を1つ必ず選定してください。

審査希望分野	人文社会科学	理 工	生 物
	人文学、社会科学	数物系科学、化学、工学	生物学、農学、医歯薬学

## 8 重複応募の取り扱い（重複応募の制限）

(1) 一人の研究者が今回募集する研究計画に研究代表者として応募できる研究課題数は、1課題です。

(2) 他の研究種目との重複応募の制限

平成21年度の「特別推進研究」(継続研究課題)、「特定領域研究」、「新学術領域研究」(継続研究領域及び継続研究課題)、「基盤研究(S)」(継続研究課題)、「基盤研究A, B, C(年複数回応募により採択されたものを含む)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(S)」(継続研究課題)、「若手研究(A, B)」及び「学術創成研究費」の研究代表者として交付の内定があり補助金の交付を受けようとしている者(交付の内定後、研究代表者の交替により新たに研究代表者になる予定の者を含む。)は、本研究種目に応募することはできません。

平成21年度の「特別推進研究」、「新学術領域研究」、「基盤研究(S)」及び「若手研究(S)」の研究代表者として応募した者が、本研究種目に応募することは可能ですが、「特別推進研究」、「新学術領域研究」、「基盤研究(S)」及び「若手研究(S)」の応募研究課題が採択された場合には、本研究種目の補助金は交付しません。

「平成21年度科学研究費補助金(奨励研究)」(注)に応募した者が、平成21年4月2日か

ら応募書類の提出期間までの間に、「若手研究(スタートアップ)」の応募資格を有した場合、本研究種目への応募は可能ですが、奨励研究が採択され、さらに本研究種目が採択された場合には、本研究種目の交付内定通知受領後直ちに、既に交付を受けている奨励研究の使用を中止し、返還の手続きを行わなければなりません。

(注)「奨励研究」とは、教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が一人で行う研究を対象とします。

日本学術振興会の「特別研究員」及び「外国人特別研究員」は、今回公募する研究種目には応募することはできません。

ただし、「特別研究員」及び「外国人特別研究員」が、平成21年4月2日から応募書類の提出期間までの間に、「若手研究(スタートアップ)」の応募資格を有した場合(「特別研究員」及び「外国人特別研究員」の資格は喪失)には、本研究種目への応募は可能ですが、本研究種目が採択された場合には、交付内定通知受領後直ちに、既に交付を受けている特別研究員奨励費の使用を中止し、返還の手続きを行わなければなりません。

- (3) 電子申請システム上で応募が受け付けられた場合であっても、その後、重複応募の制限により審査に付されない場合があります。
- (4) 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が、複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複応募の制限は、当該研究者(研究代表者)に着目して適用されます。
- (5) 多数の研究計画に参画することにより、研究代表者としての責任が果たせなくなることがないようにしてください。
- (6) 「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用し、競争的資金の不合理な重複又は過度の集中を避けるために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。)間で共有することになります。また、不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。
- (7) 平成22年度科学研究費補助金の応募について  
本研究種目の新規の研究代表者は、翌年度の他の研究種目に応募することができます。ただし、他の研究種目の応募研究課題が採択された場合には、本研究種目の2年目の補助金は交付されません。

## 9 応募から交付までのスケジュール

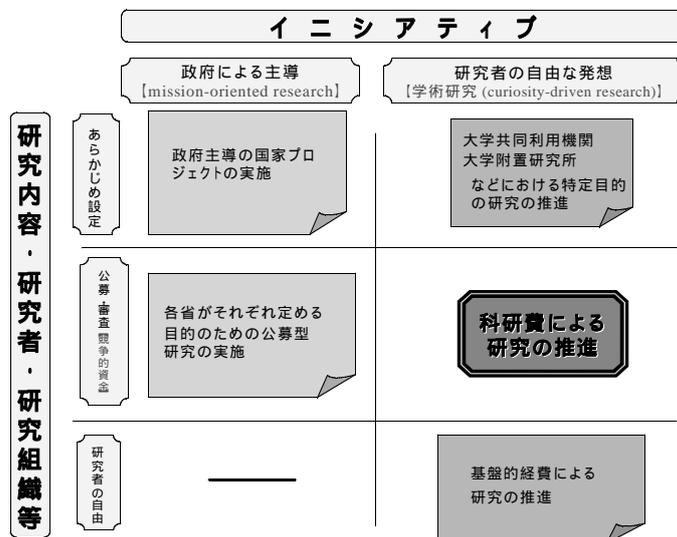
平成21年	3月 3日	公募
	4月 16日	研究者情報登録等締切日
	5月 15日	応募書類提出期限
	6月～8月	審査
	8月下旬	交付内定
	9月中旬	交付申請
	10月上旬	交付決定
	10月中旬	補助金の送金

# 科学研究費補助金の概要

## 1 科学研究費補助金の目的・性格

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

< 政府による研究推進の分類と「科研費」の位置づけ >



科研費（1,932億円）は、政府全体の科学技術関係経費（約3.6兆円）の約5%、政府全体の競争的資金（約4,813億円）の約40%を占めています。

## 2 研究種目

研究機関が研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない）
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度）
新学術領域研究	（研究領域提案型） 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる（期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度） （研究課題提案型） 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究（期間3年、単年度当たり1千万円程度）
基盤研究	（S）1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究（期間5年、1課題5,000万円以上2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（期間3～5年） （応募総額によりA・B・Cに区分） （A）2,000万円以上 5,000万円以下 （B）500万円以上 2,000万円以下 （C）500万円以下
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間1～3年、1課題 500万円以下）
若手研究	（S）42歳以下の研究者が1人で行う研究（期間5年、1課題 概ね3,000万円以上1億円程度まで） （A）（B）39歳以下の研究者が1人で行う研究（期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分） （A）500万円以上3,000万円以下 （B）500万円以下 （スタートアップ）研究機関に採用されたばかりの研究者等が1人で行う研究（期間2年、年間150万円以下）
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成、研究助成に関する実験的試行
研究成果公開促進費	
研究成果公开发表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
学術定期刊行物	学会又は、複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間3年以内）
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る（推薦制 期間5年）

### 3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を開始しています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われており、今後も徐々に、移管が進められる予定です。

研究種目	応募・審査 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種手続書類等の提出先)
第1種科研費		
特定領域研究、新学術領域研究 特別研究促進費、 研究成果公開促進費（研究成果公開発表(B・C)）	文部科学省	文部科学省
第2種科研費		
特別推進研究、若手研究（A・B）	日本学術振興会	文部科学省
第3種科研費		
基盤研究、挑戦的萌芽研究、 若手研究（S・スタートアップ）、 奨励研究、研究成果公開促進費（学術 定期刊行物、学術図書、データベース）、 特別研究員奨励費、学術創成研究費	日本学術振興会	日本学術振興会

平成21年度3月現在。

### 4 科研費に関するルール

(1) 科研費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。

(2) 科研費には次の3つのルールがあります。

応募ルール：応募・申請に関するルール

評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価・研究進捗評価に関するルール

使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

(3) 科研費の3つのルールは、第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
第1種科研費	文部科学省 公募要領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程 科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱	文部科学省 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第2種科研費	日本学術振興会 公募要領	日本学術振興会	
第3種科研費		科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等

# 応募書類の作成・応募方法等

## 1 電子申請システムを利用した応募

応募に当たっては、日本学術振興会の電子申請システム（以下、「電子申請システム」という。）を利用して、応募書類の全てを作成する必要があります。については、「電子申請システムを利用した応募の手続」（31～33頁）に定める「（2）研究者が行う手続」を参照し、必要な手続を行ってください。

## 2 応募書類の作成

応募書類は、研究代表者の所属する研究機関がすべて取りまとめて提出することになります。

研究代表者は、「応募情報（Web入力項目）（若手研究（スタートアップ））作成・入力要領」及び「若手研究（スタートアップ）研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、研究計画調書を作成し、所属する研究機関に提出してください。

### 研究計画調書について

研究計画調書は次の2つから構成されます。

前半部分：研究課題名、応募額、研究組織等、応募研究課題に係る基本データ  
「電子申請システム」(<http://www-shinsei.jsps.go.jp/>)により入力してください。

後半部分：研究目的、研究計画・方法等の研究計画の内容に係る部分  
様式（S - 1 - 17）を日本学術振興会のホームページ（<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）から取得し、「電子申請システム」に添付して研究計画調書（PDFファイル）を作成してください。

モノクロ印刷した研究計画調書を審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明にならないよう、作成にあたっては留意してください。

## 3 応募方法

### (1) 応募等の時期

研究代表者は、研究機関が行う諸手続の期限等に留意して、手続を進めてください。

平成21年 3月上旬～ 各研究機関から「電子申請システム利用申請書」を提出（日本学術振興会から「ID・パスワード」を発行）（事前に府省共通研究開発管理システム（e-Rad）電子証明書のインストールが必要です。既に取得済の場合を除く。）

3月上旬  
～ 5月中旬 各研究機関から研究者へ「ID・パスワード」を発行（既に取得済みの場合を除く。）

3月上旬～ 各研究者による研究計画調書の作成（応募情報のWeb入力及び応募内容ファイルの作成）  
（応募情報のWeb入力は、3月下旬以降入力可能となります。なお、応募内容ファイルの様式は、「ID・パスワード」取得前でも日本学術振興会の科学研究費補助金ホームページから取得できます。）

5月15日(金) 応募締め切り（下記(3)参照）

(2) 応募書類及び提出方法

研究種目	研究計画調書	
	前半	後半
	応募情報（Web入力項目）	応募内容ファイルの様式
若手研究（スタートアップ）	「電子申請システム」に入力	S - 1 - 17

(3) 提出期限

研究代表者は、**所属する研究機関が指定する期日までに、当該研究機関に応募書類を提出（送信）してください。**（直接本会へ提出されても受理しません。）